

阿倍野区産学官連携事業連携企業公募要領

（趣旨）

第1条 この要領は、阿倍野区産学官連携事業連携企業の公募にあたり、必要な事項を定める。

（応募資格）

第2条 応募資格は、次のとおりとする。

- （1）営利目的ではなく、趣旨を理解し、無償で協力できる企業、NPO 法人、大学、専門学校等
- （2）宗教団体、政治活動を目的とした団体ではないこと。また特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと
- （3）その他、公序良俗に反する活動をしていないこと

（公募方法）

第3条 連携企業の公募にあたっては、区のホームページ等で広く周知する。

2 応募にあたって、随時関係書類等の提出を求めることができる。

（連携事業の決定）

第4条 応募内容と区事業の目的等が合致した場合、事業連携を行うことができる。連携事業等の決定については、応募者に対し通知する。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。